【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 関東 1 - 10

【提出先】北陸財務局長【提出日】2021年5月20日

【会社名】 北陸電力株式会社

【英訳名】 Hokuriku Electric Power Company

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊

【本店の所在の場所】富山市牛島町15番1号【電話番号】076(441)2511(代表)

【最寄りの連絡場所】富山市牛島町15番1号【電話番号】076(441)2511(代表)

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第343回社債(一般担保付)(10年債)10,000,000,000円

第344回社債(一般担保付)(13年債)10,000,000,000円

計 20,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年 7 月26日
効力発生日	2019年8月5日
有効期限	2021年8月4日
発行登録番号	1 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 200,000,000,000円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
1 - 関東1 - 1	2019年8月29日	10,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 2	2019年11月28日	10,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 3	2019年11月28日	10,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 4	2020年 5 月21日	10,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 5	2020年7月9日	10,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 6	2020年9月4日	20,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 7	2020年11月27日	10,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 8	2020年11月27日	10,000,000,000円	-	-
1 - 関東1 - 9	2021年4月8日	20,000,000,000円	-	-
実績合計	額(円)	110,000,000,000円 (110,000,000,000円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額)

90,000,000,000円

(90,000,000,000円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段 ()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

EDINET提出書類 北陸電力株式会社(E04503) 発行登録追補書類(株券、社債券等)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限・実績合計額+償還総額・減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 北陸電力株式会社 石川支店

(金沢市下本多町六番丁11番地) 北陸電力株式会社 福井支店

(福井市日之出一丁目4番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	北陸電力株式会社 第343回社債(一般担保付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の	10,000,000,000円
総額(円)	
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.290%
利払日	毎年 5 月及び11月の各25日
利息支払の方法	1 . 利息支払の方法及び期限
	(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年11月25日を
	第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の
	各25日にその日までの前半か年分を支払う。
	(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り
	上げる。
	(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこ
	れを計算する。
	(4) 償還期日後は利息をつけない。
	2.利息の支払場所
	別記(注)10 . 「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2031年 5 月23日
償還の方法	1.償還価額
	各社債の金額100円につき金100円
	2. 償還の方法及び期限
	(1) 本社債の元金は、2031年 5 月23日にその総額を償還する。
	(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げ
	వ .
	(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が
	別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
	3. 償還元金の支払場所
	別記 (注) 10 . 「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には
	利息をつけない。
申込期間	2021年5月20日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年5月26日
振替機関 	株式会社証券保管振替機構
-to/0	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法附則第17項に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供	該当条項なし(本社債は一般担保付きであり、財務上の特約は付されていない。)
制限)	
財務上の特約(その他の	該当条項なし
条項)	から担供され、キーノけ関繁に供された信用投付

(注)1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当会社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からA+の信用格付を2021年5月20日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明す

発行登録追補書類(株券、社債券等)

るものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。R&I:電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3.期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号または別記「償還の方法」欄第2項第 (1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が本(注)4.、本(注)5.、本(注)6.及び本(注)8.に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会へ提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または 滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管 理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

当会社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社 法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当 会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書につい

EDINET提出書類 北陸電力株式会社(E04503)

発行登録追補書類 (株券、社債券等)

ても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した 場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。

(3) 当会社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

7.債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告(ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10.元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則 に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,000,000,000	1 . 引受人は、本社債の 全額につき、連帯し て引受ならびに募集
三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,000,000,000	の取扱をなし、応募 額がその全額に達し
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号	2,000,000,000	ない場合には、その 残額を引受ける。 2.本社債の引受手数料
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	2,000,000,000	は、各社債の金額100 円につき金30銭とす る。
計	-	10,000,000,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1 . 社債管理者は共同して本社債の 管理を受託する。 2 . 本社債の管理手数料について
株式会社北陸銀行	 富山市堤町通り一丁目 2 番26号 	は、社債管理者に期中において 年間14万円支払うこととして いる。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(13年債)】

	北陸電力株式会社 第344回社債(一般担保付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の	10,000,000,000円
総額(円)	.,,,
各社債の金額(円)	100万円
	10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.400%
利払日	毎年 5 月及び11月の各25日
利息支払の方法	1 . 利息支払の方法及び期限
	(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年11月25日を
	第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の
	各25日にその日までの前半か年分を支払う。
	(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り
	上げる。
	(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこ
	れを計算する。
	(4) 償還期日後は利息をつけない。
	2 . 利息の支払場所
	別記(注)10.「元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2034年 5 月25日
償還の方法	1. 償還価額
	各社債の金額100円につき金100円
	2. 償還の方法及び期限
	(1) 本社債の元金は、2034年 5 月25日にその総額を償還する。
	(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げ
	ర 。
	(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が
	別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
	3. 償還元金の支払場所
	別記(注)10.「元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には
	利息をつけない。
申込期間	2021年 5 月20日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年 5 月26日
振替機関 	株式会社証券保管振替機構
+D /D	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法附則第17項に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供	該当条項なし(本社債は一般担保付きであり、財務上の特約は付されていない。)
制限)	
財務上の特約(その他の	該当条項なし
条項)	

(注)1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当会社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からA+の信用格付を2021年5月20日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

発行登録追補書類(株券、社債券等)

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。R&I:電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3.期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号または別記「償還の方法」欄第2項第 (1)号及び第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が本(注)4.、本(注)5.、本(注)6.及び本(注)8.に定める規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当会社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会へ提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または 滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管 理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4 . 社債管理者への通知

当会社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

- (1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社 法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当 会社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。

EDINET提出書類 北陸電力株式会社(E04503)

発行登録追補書類 (株券、社債券等)

(3) 当会社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

7.債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる 債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告(ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は当会社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8.に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10.元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

4【社債の引受け及び社債管理の委託(13年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,000,000,000	1 . 引受人は、本社債の全額につき、連帯して引受ならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達し
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000,000,000	ない場合には、その 残額を引受ける。 2.本社債の引受手数料 は、各社債の金額100 円につき金31.6銭とす る。
計	-	10,000,000,000	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1.社債管理者は共同して本社債の 管理を受託する。 2.本社債の管理手数料について
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り一丁目 2 番26号	は、社債管理者に期中において 年間14万円支払うこととして いる。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	75	19,925

(注)上記金額は、第343回社債及び第344回社債の合計金額である。

(2)【手取金の使途】

手取概算額19,925百万円は、第98期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の設備資金、社債の償還 資金及び北陸電力送配電株式会社への投融資資金に充当する予定である。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第96期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年7月29日関東財務局長 に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年10月29日関東財務局長 に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第97期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年1月28日関東財務局長 に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2021年5月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2020年7月3日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 5 の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月 5 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下有価証券報告書等という。)の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2021年5月20日)までの間において生じた変更その他の事由について当該変更を反映のうえ、変更の生じた項目のみを記載したものであります。

また、以下に記載した将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。

なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においても その判断に変更はなく、また、その達成を保証するものではありません。

(1) 志賀原子力発電所の状況について

当社は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故を受け、早期に「安全強化策」を取りまとめ、 実施してきた。引き続き、新規制基準も踏まえた「安全性向上施策」に関する工事を進めており、2号機については 新規制基準への適合性確認審査を受けている。

「安全性向上施策」については、これまでも先行他社の審査状況を踏まえ得られた知見・評価を反映しながら進めてきており、2021年度内の工事完了を目指している。

今後、2号機の審査や他社の発電所の審査状況により、更に工事内容の充実を図る可能性があるが、審査状況や新たな知見を把握し先行して対処するなど、早期の工事完了を目指していく。また、1号機については引き続き検討を進めていく。

一方、敷地内断層については、現在、原子力規制委員会による新規制基準への適合性確認審査の場で審査されている。

2020年7月に行われた審査会合では、当社は、評価対象断層として確定していた9本(陸域6本、海岸部3本)の断層の活動性評価について、鉱物脈法及び上載地層法により評価した結果、いずれの断層も活断層ではないことを説明した。

同会合において、「鉱物脈法による新しいデータが提出され、一部の断層に関して、鉱物脈が最新面を切った以降、活動していないことが示された点について、有識者会合の評価書(2016年4月)で求められていた今後の課題に対応したものである。」との評価を受けた。

EDINET提出書類 北陸電力株式会社(E04503)

発行登録追補書類 (株券、社債券等)

2020年10月に行われた審査会合では、当社は、海岸部の評価対象断層を1本追加することを説明し、陸域を含めた計10本の断層の選定について、妥当であるとの評価を受けた。これにより、断層の抽出と評価対象断層の選定が完了した。

2021年1月に行われた審査会合では、当社は、10本の断層についてデータ拡充を行った上で、いずれの断層も活断層ではないことを説明し、概ね理解が得られた。

活動性評価については、今後、審査会合及び現地調査を踏まえて最終判断がなされる見込みであり、新たなデータ 等を丁寧に説明することで、当社評価の妥当性を理解していただけるよう努めていく。

安全対策や敷地内断層の調査については、その内容を地域の皆さまにわかりやすく丁寧にご説明し、ご理解いただけるよう最大限努力し、早期の再稼働を目指していく。

今後も、新規制基準等へ的確に対応するとともに、世界最高水準の安全性を目指していく。

なお、新規制基準への適合性確認審査の進捗や原子力政策・規制の見直し等によって、原子力発電所の停止が長期 化する場合や稼働率が低下する場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(2) 電気事業に関わる制度の変更等について

2018年7月に見直されたエネルギー基本計画において、「再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組」について記載されるとともに、原子力発電は引き続き「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけられた。

電力システム改革については、2016年4月に小売全面自由化、2020年4月に送配電部門の法的分離が実施された。 また、2019年7月からベースロード市場、2020年7月から容量市場、2020年11月から非化石価値取引市場での非FIT 非化石証書取引が開始された。

こうした当社事業に関連する制度の変更等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

このほか、バックエンド事業に関する制度見直しや、非効率な石炭火力発電所のフェードアウトについての議論をはじめとした地球温暖化に関する環境規制の動向などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性があるが、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という当社の社会的使命に変わりはなく、お客さまをはじめステークホルダーの皆さまの視点に立ち、安定供給や更なる経営効率化に不断の努力で取り組んでいく。

(5) 燃料価格、卸電力市場価格の変動等について

火力燃料は、石炭、原・重油、LNGであり、需給状況や外国為替相場の動向により、火力燃料価格が急激に変動した場合や、調達地域での操業トラブルや政治情勢の変動等により、燃料が円滑に調達できない場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、燃料価格の変動については、価格変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」によって一定の調整が 図られることから、業績への影響は軽減される。

また、卸電力取引所における市場価格の変動に伴い、販売収入や調達費用が増減し、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

北陸電力株式会社 本店

(富山市牛島町15番1号)

北陸電力株式会社 石川支店

(金沢市下本多町六番丁11番地)

北陸電力株式会社 福井支店

(福井市日之出一丁目4番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。